

第9回 中学校給食推進会議 次第

日時 平成27年1月20日（火） 10時00分～

場所 本庁舎2階 特別会議室

- 1 推進会議委員長（市長）あいさつ
- 2 川崎市立中学校完全給食実施方針について
- 3 その他

【配布資料】

- 資料1 川崎市立中学校完全給食実施に向けた取組（事業スケジュールの見直し等）について
- 資料2-1 川崎市学校給食センター整備等事業（PFI）実施方針に関する説明会及び質問・意見について
- 資料2-2 川崎市学校給食センター整備等事業（PFI）要求水準書（案）に関する質問・意見について
- 資料3-1 川崎市立中学校完全給食実施方針 新旧対照表
- 資料3-2 川崎市立中学校完全給食実施方針（平成27年1月20日 修正）

参考資料1 政令市における中学校給食の状況

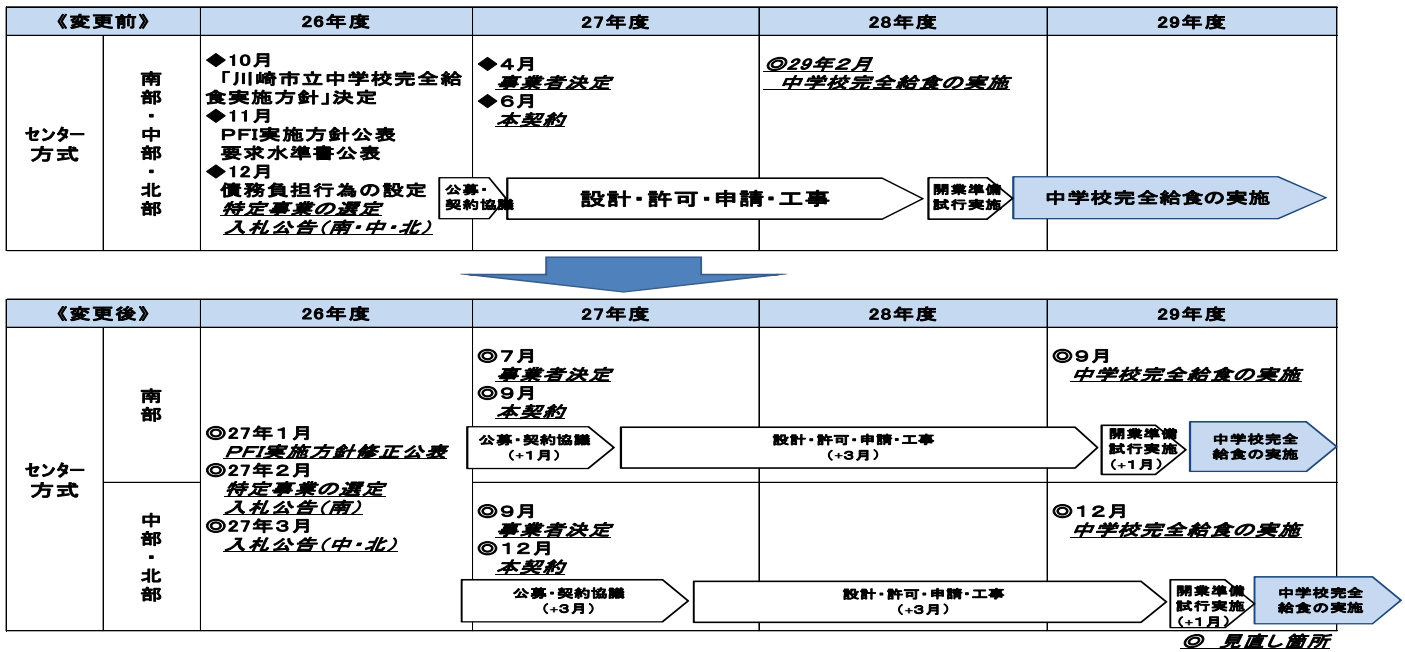
参考資料2 これまでの検討経過

川崎市立中学校完全給食実施に向けた取組(事業スケジュールの見直し等) について

センター方式に係る事業スケジュールの見直しについて

◎ 本市では、平成25年11月に決定した「川崎市立中学校給食の基本方針」に基づき、昨年10月に、安全・安心で温かい中学校完全給食を平成28年度中に全校で実施すること等を定める「川崎市立中学校完全給食実施方針」を策定いたしました。そして、昨年11月には、PFI法に基づく学校給食センター整備等事業実施方針を公表し、同法に基づき民間事業者から実施方針等に関する質問・意見を受け付けましたが、民間事業者からは、昨今の建設需要の逼迫、建設人材・建設資材の不足等の状況から、事業スケジュールの見直しについて、数多くのご意見・ご提案をいただきました。本市としても、国のPFIガイドラインに基づく民間事業者との競争的対話の視点(*)等を踏まえ、学校給食センターの整備実績や運営ノウハウのある民間事業者の協力を得て、中学校完全給食の早期実施をより確実に実現可能とするため、事業スケジュールの見直しを行うことといたします。今後は、変更後の事業スケジュールに基づき、中学校完全給食の早期実施に向けた取組を着実に推進してまいります。

* PFI事業では、民間の創意工夫を生かすことができる最適な選定方法・選定プロセスを選択するため、実施方針の公表後、民間事業者等からの意見を受け付け、必要に応じ特定事業の選定・民間事業者の募集に反映することが適当であるとされ、民間事業者等からの提案や意見等を踏まえ、必要に応じ、特定事業の選定までに当該実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことが想定されています。



自校方式・合築校に係る事業スケジュールについて

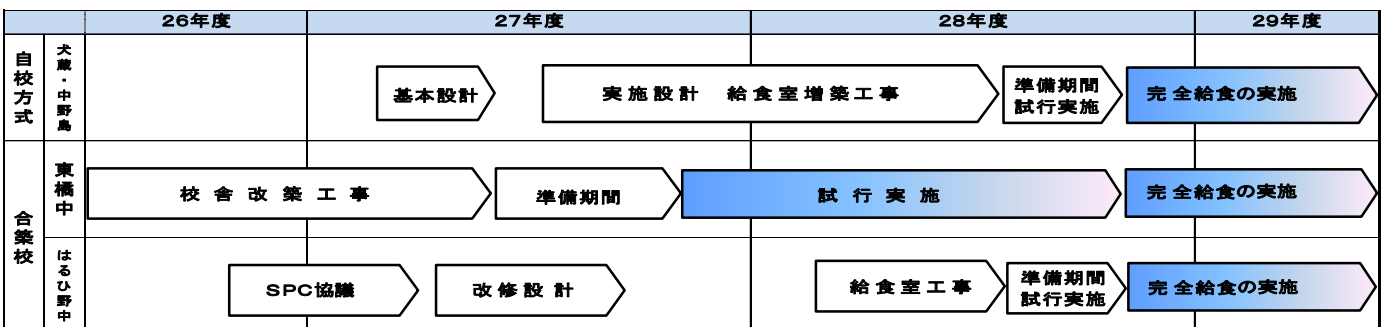
◎ 中学校完全給食の可能な限りの早期実施のニーズに対応するため、自校方式、合築校のスケジュールは次のとおりとします。

・東橋中学校(子母口小学校との合築校)については、改築工事完了後、平成28年1月から試行実施を行い、その検証等を踏まえ、平成28年度中の本格実施を目指します。

※ 試行期間中の給食費(1食単価)については、暫定的に、特別支援学校中等部と同額の「290円」を試行額とします。

・自校方式である犬蔵中学校及び中野島中学校については、平成26年10月に策定した「川崎市立中学校完全給食実施方針」に基づき、平成28年度中の完全給食実施を目指します。

・はるひ野中学校(はるひ野小学校との合築校)については、既存校舎内の改修工事を実施し、平成28年度中の完全給食実施を目指します。



川崎市学校給食センター整備等事業(PFI) 実施方針に関する説明会及び質問・意見について

実施方針公表	平成26年11月 7日 (金)
実施方針説明会	平成26年11月13日 (木)
実施方針質問等締切	平成26年11月14日 (金)
実施方針質問等回答公表	平成26年11月28日 (金)
(http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000063250.html)	

実施方針説明会参加状況	55社・91名
実施方針に関する質問	16社・155件
実施方針に関する意見	8社・24件
実施方針に関する質問・意見	16社・179件
うちスケジュールに関する意見	7社・12件

実施方針に関する意見書(抜粋)

	事業者	意見内容
南部 中部 北部	A社 (建設関係)	事業期間、事業スケジュールの設計・建設期間が18ヶ月となっていますが、関係機関との協議・工種間調整の期間、昨今の労務不足や資材調達期間、また類似・同規模施設の期間と比較しても設計・建設期間の設定が厳しいと考えます。適正な品質確保、安全確保の観点からも、スケジュールの見直し頂くようご検討下さい。
南部 中部 北部	A社 (建設関係)	募集及び選定スケジュールが、前例の他PFI事業のスケジュールと比較して、非常にタイトな設定と考えます。入札提出書類(提案書)の分量・項目等については、事業者の提案作成作業・積算作業を考慮して頂きますようお願いいたします。
南部 中部 北部	B社 (建設関係)	設計・建設期間 1年6 箇月とありますが、先行事例や敷地状況、建築審査会の実施等を鑑み、どれも適切な工期を提示して頂いているとは思いません。また、昨今の市場環境から3施設同時期での着工は、建設企業にとって材料や職人の確保が支障となる可能性があります。今一度、施設別に建設時期を検討を頂き、より良い事業を希望します。
南部 中部 北部	B社 (建設関係)	給食供用開始を現在の平成29年2月開始から7か月延期し、平成29年9月(夏季休暇明け)にされては如何でしょうか。 他の給食PFI事例をみても、施設整備や開業準備が学校行事や各家庭に与える影響の最も少ない9月提供開始とするケースが非常に多いです。 また、本施設に従事する従業員確保にも非常に適した時期になるばかりでなく、上記に関連して設計建設期間を現計画案より長く取る事が可能となり、建設業者の工期確保に対する心配も排除され、事業参画意欲向上に資するなどメリットは大変大きく、ご検討に値するものと考えます。 大規模給食センターを含む三施設を同時期に整備・運営開始する事は過去に事例もないため、初めて給食センターPFI事業を推進する貴市の負担を軽減する上でも、余裕のない事業推進スケジュールの設定は回避するべきと考えます。
南部 中部 北部	C社 (建設関係)	設計・建設期間が不足しており、ご予定の期間では施設整備が終了しないリスクが高いものと考えます。特に着工までの作業の中で、確認申請等許認可取得の必要日数にも多少の余裕が必要ですし、PFI特有の事例として、設計作業中の市側との詳細な調整などに想定以上の日数がかかることが散見されます。これら設計期間中の遅延要素が重なることによって、簡単に竣工遅延となってしまう恐れがありますので事業スケジュールの見直しが必要です。以下はその一例です。 ・開業準備期間を短縮(例;2か月間→1か月間) ・供用開始年月日を変更(例;平成29年2月1日→平成29年3月1日) ⇒6月設計着手、8か月間の設計期間を経て2016年2月着工 2017年1月末竣工(工期12か月)、2月は準備期間、3月から開業
南部 中部 北部	D社 (建設関係)	民間事業者が提案作業に入ることができるのは、早くても要求水準書(案)に関する質問回答の公表後であり、通常は入札公告からとなります。 入札広告が12月下旬予定であることから、実質的には年明けから作業を開始し、3月下旬の提出を目指すこととなりますが、規模・内容ともにボリュームがある事業であることから、入札提出書類の受付時期を若干でも先に延ばすことをご検討いただきたいと存じます。 なお、貴市におかれましてはスポーツ・文化複合施設整備等事業を実施されていますが、入札公告から入札提出の受付締め切りまで約4ヶ月確保いただいておりますので、同程度の期間が適切かと存じます。

南部 中部 北部	E社 (建設関係)	要求水準書の公表から入札公告まで1ヶ月程度であり、事業内容を検討してコンソーシアムの組成するまでの検討期間が短いと思われ、できれば、もう少し余裕を持った募集及び選定スケジュールにしたいだけではありませんでしょうか。
南部	E社 (建設関係)	計画地の用途地域は近隣商業地域であり、学校給食センターを建設する場合は建築基準法48条但し書きの適用が必要と史料されますが、当該但し書きの適用に関する協議、協認可等の期間を考慮すると、設計・建設期間の1年6ヶ月という想定は、厳しい工程と考えられるため、本事業スケジュールの再考をお願いします。
中部	E社 (建設関係)	計画地の用途地域は第一種中高層住居専用地域であり、学校給食センターを建設する場合は建築基準法48条但し書きの適用が必要と史料されますが、当該但し書きの適用に関する協議、協認可等の期間を考慮すると、設計・建設期間の1年6ヶ月という想定は、厳しい工程と考えられるため、本事業スケジュールの再考をお願いします。
北部	E社 (建設関係)	栗木マイコン地区地区計画区域内は、給食センターの建設はできないため、地区計画の変更等の手続が必要と史料されますが、地区計画の変更に関する協議、協認可等の期間を考慮すると、設計・建設期間の1年6ヶ月という想定は、厳しい工程と考えられるため、本事業スケジュールの再考をお願いします。
南部 中部 北部	F社 (調理関係)	募集及び選定スケジュールにおける「⑩入札提出書類の受付」「⑪落札者決定及び公表」の時期や期間についてですが、『本スケジュール表の「平成27年5月下旬 ⑦事業契約の仮契約の締結」とP23の8. (2).イ. 事業契約の締結等の欄に記載のある「平成27年6月に市議会定例会に提出』』を考慮した場合、落札後からSPC設立までに最短で1ヵ月、貴市と事業者における基本協定書や事業契約書等のチェックバックや調整及び押印などに最短で2ヶ月程度を有するため、平成27年5月下旬の事業契約の仮契約締結は困難と考えます。通常のPFI事業では落札決定から事業契約締結(議会承認)まで最低でも2.5ヶ月～3ヶ月の期間(※自治体の議会承認書類の提出における調整期間や期限も考慮)を確保しております。従いまして、平成29年2月の開業を前提と考えた場合、他事業の経験から設計期間・建設期間・開業準備期間は現在提示されている業務期間で最短と判断できますので、「⑩入札提出書類の受付」「⑪落札者決定及び公表」の時期を1ヵ月程度前倒しすることが必要と考えます(入札提出書類の提出を3月上旬/落札者の決定及び公表を3月下旬)。ご配慮頂きたいようお願い申し上げます。
南部 中部 北部	G社 (調理関係)	用地リスクについて、市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中埋設物等は事業者のリスクと読み取れますが、事業者が合理的に予測するための土壌汚染及び地中埋設物等の詳細については要求水準書等にて公表されるという認識でよろしいでしょうか。 また、事業契約の締結から供用開始年月日までスケジュールが非常に厳しいスケジュールの為、合理的に予測するための土壌汚染及び地中埋設物等の詳細を要求水準書等にて公表されたとしても、その公表された内容によっては工期に大きな影響があるものと思われます。その為、土壌汚染並びに地中障害物等が発生した場合、工事遅延及び工事費が増大する可能性が高く、その場合のNo.40(工事遅延・未完工リスク)及びNo.42(工事費増大)等のリスクも事業者が負うことになり、事業者のリスクが過大になるのではないかと危惧しております。 事業用地の土壌汚染及び地中埋設物等に関するリスクにつきましては、市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中埋設物等を含めて、事業スケジュールを考慮し貴市のリスクとしていただけないでしょうか。

川崎市学校給食センター整備等事業(PFI) 要求水準書(案)に関する質問・意見について

要求水準書(案)公表 平成26年11月25日(火)
 要求水準書(案)質問等締切 平成26年12月1日(月)
 要求水準書(案)質問等回答公表 平成26年12月22日(月)
 (<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000063827.html>)

要求水準書(案)に関する質問 14社・210件
 要求水準書(案)に関する意見 7社・26件
 要求水準書(案)に関する質問・意見 16社・236件
 うちスケジュールに関する意見 1社・3件

要求水準書(案)に関する意見書(抜粋)

	事業者	意見内容
南部	A社 (建設関係)	給食の運営等業務開始時期が平成29年2月1日(なお、給食センター等の引渡しは平成28年11月31日とする。)となっていますが、入札スケジュール及び許認可・設計・建設の施設整備スケジュールとも大変厳しいため、スケジュールの再調整をお願いします。
中部	A社 (建設関係)	給食の運営等業務開始時期が平成29年2月1日(なお、給食センター等の引渡しは平成28年11月31日とする。)となっていますが、入札スケジュール及び許認可・設計・建設の施設整備スケジュールとも大変厳しいため、スケジュールの再調整をお願いします。
北部	A社 (建設関係)	給食の運営等業務開始時期が平成29年2月1日(なお、給食センター等の引渡しは平成28年11月31日とする。)となっていますが、入札スケジュール及び許認可・設計・建設の施設整備スケジュールとも大変厳しいため、スケジュールの再調整をお願いします。

川崎市立中学校完全給食実施方針 新旧対照表

資料 3-1

改正案	現 行
目 次	目 次
<p>はじめに</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 中学校完全給食の開始時期</p> <p>多くの市民の皆様から中学校完全給食の早期実現が望まれていることから、<u>平成 28 年度中に一部の学校において、平成 29 年度中には全校において完全給食を実施いたします。</u></p> <p>具体的な開始時期については、施設・設備の整備状況や学校運営の状況等を踏まえ検討します。</p> <p>また、各中学校の状況や本格実施に向けた整備状況等を踏まえ、中学校完全給食の試行実施についても引き続き検討します。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 今後のスケジュール等</p> <p>今後の主なスケジュールは次のとおりです。なお、本実施方針に示す各事項のほか、調理から喫食までの安全確保、給食実施に係る配膳・運搬の方法、本市の特色を活かした給食や給食時間の在り方などの課題については、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>平成 26 年 10～ 中学校完全給食実施に向けた取組の推進 (P F I 法に基づく各種手続きの実施等)</p> <p>平成 27 年度 同上</p> <p><u>平成 28 年度 中学校完全給食の一部実施</u></p> <p><u>平成 29 年度 中学校完全給食の全校実施</u></p>	<p>はじめに</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 中学校完全給食の開始時期</p> <p>多くの市民の皆様から中学校完全給食の早期実現が望まれていることから、<u>平成 28 年度中に全校において完全給食を実施いたします。</u></p> <p>具体的な開始時期については、施設・設備の整備状況や学校運営の状況等を踏まえ検討します。</p> <p>また、各中学校の状況や本格実施に向けた整備状況等を踏まえ、中学校完全給食の試行実施についても引き続き検討します。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 今後のスケジュール等</p> <p>今後の主なスケジュールは次のとおりです。なお、本実施方針に示す各事項のほか、調理から喫食までの安全確保、給食実施に係る配膳・運搬の方法、本市の特色を活かした給食や給食時間の在り方などの課題については、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>平成 26 年 10～ 中学校完全給食実施に向けた取組の推進 (P F I 法に基づく各種手続きの実施等)</p> <p>平成 27 年度 同上</p> <p><u>平成 28 年度 中学校完全給食の実施</u></p>

川崎市立中学校完全給食実施方針
(修正版)

平成 26 年 10 月

(平成 27 年 1 月 20 日 修正)

川崎市教育委員会

目 次

はじめに	1
1. 学校給食を活用した食育の推進	2
(1) 学校給食の目的	
(2) 学校給食の目標	
(3) 学校給食を活用した食育の推進	
2. 中学校完全給食の喫食形態	3
3. 安全・安心・良質な食材の確保	4
4. 中学校完全給食の食器の形態等	5
5. 中学校完全給食の提供方法等	5
(1) 給食提供方法	
(2) 民間活力を活かした効率的な手法	
6. 中学校完全給食の開始時期	7
7. 中学校完全給食の給食費の額	8
8. 今後のスケジュール等	8

はじめに

中学生の時期は、身体が著しく発育・発達するときです。また、スポーツや文化活動に参加する機会も増え、学校での生活時間が長くなるとともに、校外での活動も多くなり、小学生に比べ生活リズムが大きく変化します。この時期に活力ある日々を過ごすためには、食事、運動、休養及び睡眠を十分取ることが大切です。特に、規則正しく1日3回の栄養バランスの良い食事をとることは、心身の成長の基礎となります。また、家族や友人と和やかに食事をすることは、豊かな心や望ましい人間関係をはぐくむ上でも大切な役割を果たすものです。その中で、学校給食は、子どもたちの成長に必要な栄養を補完するだけでなく、集団生活の中で友人や先生と一緒に昼食をとることを通じて社会性を身に付けるとともに、食に関する正しい知識を習得し、将来にわたる望ましい食習慣を形成するなど、中学生にとっては特に重要なものと考えます。

これまで、本市の市立中学校の昼食については、家庭からのお弁当を基本として、昭和38年より「ミルク給食」を実施し、平成16年度からは、お弁当を持って来られない時にそれを補完する制度として「中学校ランチサービス事業」を実施してまいりました。しかし、平成23年3月の中学校完全給食の早期実現を求める「市議会の決議」や、市民の皆様からの様々なご意見・ご要望等を踏まえて教育委員会会議において議論を重ねた結果、市立中学校においても、市立小学校と同様に「完全給食」を実施することが望ましいとの結論に至り、平成25年11月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定いたしました。

川崎市立中学校給食の基本方針（平成25年11月26日 川崎市教育委員会会議決定）

- 1 早期に中学校完全給食を実施します。
- 2 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図ります。
- 3 安全・安心な給食を提供します。
- 4 温かい給食を全校で提供します。

上記基本方針決定後は、児童生徒及びその保護者の方々にアンケート調査を行うとともに、「中学校給食推進会議」や「中学校給食推進連絡協議会」を設置し、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた検討を進めてまいりました。

この度、これらの検討を踏まえ、中学校完全給食実施に係る基本的な事項を「川崎市立中学校完全給食実施方針」として定め、実施に向けてさらなる取組を推進してまいります。

※ 完全給食 …… 給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食

※ ミルク給食 …… 給食内容がミルクのみである給食。家庭からのお弁当が基本となります。

1. 学校給食を活用した食育の推進

(1) 学校給食の目的

成長期にある子どもたちの心身の健全な発達のため、学校給食摂取基準等に基づく栄養バランスのとれた食事を学校給食として提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに、給食の準備や後片付け等の実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けることを目指します。また、給食を生きた教材として活用することにより、食に関する指導を効果的に進めていきます。

(2) 学校給食の目標

学校給食法第2条では、食育の観点を踏まえ、7つの学校給食の目標を示しています。本市の中学校完全給食においても以下に示す目標の達成を目指します。

学校給食法（最終改正：平成20年法律第73号）第2条より

〈学校給食の目標〉

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(3) 学校給食を活用した食育の推進

平成17年7月に施行された食育基本法の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である」とし、子どもたちの食育について、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるもの」としています。また、食育とは「生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎ともなるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことであるとしています。

本市の市立中学校における食育については、従来より、教科や特別活動、昼食の時間等の中で食に関する指導を行ってきました。

また、平成24年度に全面実施された新学習指導要領には、「学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じ

て適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。」と示されており、教育委員会では「学校における食に関する指導プラン〈中学校〉」を作成し、各学校ではこのプランに基づき、食に関する指導の年間計画を作成し、食育の推進に取り組んでいるところだ。

そして、中学校完全給食の実施により、学校給食を生きた教材として活用することで、これまでに行われてきた学校での食育をさらに充実できるものと考え、従来からの食に関する指導の目標の6つの観点(①食事の重要性、②心身の健康、③食品を選択する能力、④感謝の心、⑤社会性、⑥食文化)を基本としつつ、以下の食育について取り組みます。

- 教科や特別活動等における学校給食と関連させた食育
- 給食の準備、片付け等の共同作業や同じ食事を一緒に食べる「共食」による食育
- 小学校からの継続的かつ計画的な食育
- 地場産物等の給食への活用による食育

(参考) 食に関する指導の目標と観点

	目標	観点
1	食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。	食事の重要性
2	心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。	心身の健康
3	正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。	食品を選択する能力
4	食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心をもつ。	感謝の心
5	食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。	社会性
6	各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。	食文化

<出典：文部科学省「食に関する指導の手引―第一次改訂版―」より抜粋>

2. 中学校完全給食の喫食形態

中学校完全給食の実施に向け、平成25年12月に、市立中学校全51校の1学年のうち1クラス、市立小学校各区2校(計14校)の6学年のうち1クラスに在籍する児童生徒及びその保護者を対象として実施した「中学校における昼食についてのアンケート」では、保護者の約8割が「小学校のような給食」を望む一方、児童生徒の約5割は「家で作った弁当」を望む結果となっています。これは、約7割の児童生徒が「家で作った弁当は、好みや体調に合わせておかずの内容や分量を調節できる」と回答していることからこのような結果になったものと考えら

れますが、一方で「小学校給食で特に身についたこと」との設問に対し、約2～4割の児童生徒が「栄養や健康のこと」「協力して食事の準備や後片付けをすること」「食事のマナー」「好き嫌いがなくなったこと」と回答していることは、小学校給食において取り組んだ食育の成果の表れであると考えます。

このようなことも踏まえ、中学校完全給食においても、給食を生きた教材として活用できること、統一的な食育の指導が可能となること、共食・共同作業による食育の推進が図られることなどから、「全員喫食」を原則とします。

学校給食における食物アレルギーを有する生徒への対応については、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患）」により、医師の診断をもとに、使用する食材の原材料等の詳細な情報を提供し、アレルギー物質を含む食品に関する表示が義務づけられている特定原材料7品目（「アレルギー物質を含む食品に関する表示の対象」の表参照）の除去等に努めます。

また、食物アレルギーを有する生徒等については適切な対応が求められるため、給食での対応が困難な場合には家庭からのお弁当を持参していただくなど、個別に配慮することとします。

なお、中学校完全給食の実施を機に、平成16年度から実施している「中学校ランチサービス事業」については、廃止することとします。

アレルギー物質を含む食品に関する表示の対象（消費者庁）

表示義務づけ 特定原材料7品目

卵、小麦、そば、落花生、乳、えび、かに

*本市中学校完全給食では、そば、落花生は使用しない予定です。

3. 安全・安心・良質な食材の確保

安全・安心・良質な食材の確保については、川崎市立学校の学校給食事業の充実発展とその運営の円滑適正を図ることを目的に昭和33年に設立され、食材の規格基準や原材料の産地、加工食品のアレルギー物質の内容、遺伝子組換え等の確認及び納入された食材の細菌検査等を実施し、現在、市立小学校及び市立特別支援学校116校約7万7千食分の安全・安心・良質な食材を安定供給している実績がある公益財団法人川崎市学校給食会を活用します。

また、食育推進に資するよう、市内産・県内産といった地産地消に配慮した食材の調達・使用を進めます。

4. 中学校完全給食の食器の形態等

食器については、「安全性の確保」、「多様な献立への対応」、「取扱いのしやすさ」、「経済性」の観点を重視するとともに、食事マナーや共同作業による食育、望ましい食習慣の形成等の観点から、本市中学校完全給食では、小学校給食と同様の

セパレート型の食器を使用することとします。

さらに中学生の自己管理能力をはぐくむ等の食育の観点から、本市中学校完全給食で使用する箸（はし）等については、各家庭から持参すること（いわゆる「マイ箸」）とします。

	食器（セパレート型）	ランチプレート	弁当箱
種類			

5. 中学校完全給食の提供方法等

(1) 給食提供方法

国の「学校給食衛生管理基準」では、調理場は、二次汚染防止の観点から、食材の検収室、食品の保管室、下処理室等の「汚染作業区域」、調理室、配膳室等の「非汚染作業区域」、及び更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等の「その他の区域」に部屋単位で区分すること、洗浄室は別途区分すること、検収、保管、下処理、調理及び配膳の各作業区域並びに更衣休憩に充てる区域及び前室に区分するように努めること、とされています。

さらに、食品の保管室は、専用であること、衛生面に配慮した構造とし、食品の搬入及び搬出に当たって、調理室を経由しない構造及び配置とすること、外部からの汚染を受けないような構造の検収室を設けることなど、詳細に定められています。

そのため、中学校完全給食の実施に当たっては、生徒に安全・安心で良質な学校給食を提供するために、これらの衛生管理基準等を考慮した広さ・規模を有する調理場を設置することが必要となります。

このことを踏まえると、中学校完全給食を「自校方式」、「小学校から中学校へ給食を配送する親子方式」又は「中学校から中学校へ給食を配送する親子方式」により実施するには、多くの学校で衛生管理可能な十分なスペースの確保等が困難な状況であるため、結果として運動場に調理場を整備するか、又は大規模な改修を行わざるを得ません。その結果、児童生徒の活動場所が非常に制限されることとなり、教育環境への影響がとて大きくになるとともに、これらの方式は、他の方式と比べ多くの費用と期間を要することが見込まれる（「給食提供方法ごとの事業費用の試算」参照）など、本市においては困難な状況にあると考えます。

したがって、本市特有の細長い地形等を考慮し、限られた市有地を最大限に活用して、センター方式により調理場を3箇所整備するとともに、学校との調整も踏まえ、小学校との合築校である東橋中学校及びはるひ野中学校においては合築校舎内の調理場を活用し、教育活動に支障を及ぼさない犬蔵中学校及び中野島中学校においては同校の敷地内に調理場を設置することにより、生徒数の推計に基づく食数約3万3千食(全52校)を確保し、本市中学校完全給食を早期に実施いたします。

名称	(仮称) 南部学校給食センター	(仮称) 中部学校給食センター	(仮称) 北部学校給食センター
計画位置	幸区南幸町3丁目149番2 (南部市場北側用地)	中原区上平間1700番8他 (平間配水所上平間管理 公舎用地)	麻生区栗木2丁目8番3 (マイコンシティ事業用 地〈関連施設地区〉)
敷地面積	約8,700㎡	約7,200㎡	約2,700㎡
調理能力	約15,000食/日	約10,000食/日	約6,000食/日
想定配送 区	川崎区・幸区・高津区・宮 前区	中原区・高津区・宮前区・ 多摩区	多摩区・麻生区

※配送区は現時点での想定です。今後、学校ごとの具体的な配送計画策定の中で、変更となる可能性があります。

学校給食センターの主な諸室・機能（3センター共通）
検収室、前室、納米室、炊飯室、炊飯盛付室、ボイラー室、野菜上処理室、野菜下処理室、食品庫、泥落とし室、魚肉下処理室、調理室、和え物室、アレルギー食専用調理室、配送前室、洗浄室、残菜処理室、回収前室、コンテナ室、備品庫、事務室等

【給食提供方法ごとの事業費用の試算】

	自校方式	親子方式		センター方式	民設民営方式	
		(中→中)	(小→中)		(食缶配送)	(弁当箱配送)
①施設整備費等 (一般財源)	約150億円 (約52億円)	約140億円 (約47億円)	約190億円 (約58億円)	約140億円 (約52億円)	約20億円 (約20億円)	約40億円 (約40億円)
②30年間の維持管理・運営費	約610億円	約610億円	約660億円	約500億円	約600億円	約590億円
合計	約760億円	約750億円	約850億円	約640億円	約620億円	約630億円

- (備考)・本市の中学校全52校のうち、小学校との合築校である東橋中学校・はるひ野中学校を除く50校を対象
- ・提供対象については、今後5年間の推計ピーク時の生徒数と教職員数を合わせて、約32,500人(全員喫食)
 - ・6種類の給食提供方法について、単一の方式により実施したと仮定した場合のそれぞれの施設整備費と事業期間30年間の維持管理運営費を試算
 - ・食材費は全額保護者負担のため、事業費用の試算に含まない
 - ・各方式の検討に当たっては、食数の提供に必要な施設における費用について計算を行っており、事業用地の確保、スペースの対応の可否等については考慮していない

(参考)

自校方式	市が各学校の敷地内に調理場を設置し、当該調理場において自校分の給食を調理する方式。本市立小学校は、当該方式で実施
親子方式	自校内に調理場を持つ学校(親校)が、調理場を持たない学校(子校)の分の給食も調理し、親校から子校へ配送する方式
センター方式	市が市有地等に大規模な調理場を設置し、当該調理場で調理した給食を、複数の学校へ配送する方式

(2) 民間活力を活かした効率的な手法

これまでの事業手法の検討により、民設民営方式については、事業者による市内事業用地の確保や資金調達が極めて難しいと考えられること、ハード面も含め「安全・安心」という観点からの市によるモニタリング機能が働きづらいこと等の課題があることから、本市の中学校完全給食の実施手法としては、困難であるものと考えます。

学校給食センターの整備に当たり実施した事業手法検討調査で公設民営とPFI方式の比較を行い、財政負担の軽減及び平準化、事業の安定的な実施について等の検討を行った結果、業務を包括化した性能発注により民間ノウハウが活用でき、サービスの向上、費用削減が期待できること、民間資金の活用により財政負担の平準化が図れること、施設整備に当たり国からの交付金の適用が可能であること、運営期間中も施設が市の所有物となるため、施設・設備面に対しても市の関与が容易なこと等から、民間活力を活かした効率的な手法として、PFI（BTO）方式を事業スキームとして実施するものとします。

なお、犬蔵中学校及び中野島中学校及び東橋中学校については、市立小学校及び市立特別支援学校で導入実績のある公設民営方式として実施し、また、はるひ野中学校については、既存のPFI事業契約に中学校給食を含めて実施するものとします。

(参考)

公設民営方式	市が、各学校の敷地内に調理場を設置し、又は市有地等に大規模な調理場を設置し、民間事業者により調理業務等を委託して給食事業を行う方式 ・本市の小学校・特別支援学校 116 校のうち、47 校で実施（平成 26 年 4 月現在）
PFI 方式	公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）に基づき実施される。 ・政令市では、仙台市、千葉市、福岡市の学校給食センターで採用。本市では、はるひ野小中学校で採用 ・運営期間中及び運営期間後の施設の所有者により、BTO（運営期間中、運営期間後ともに市が所有）、BOT（運営期間中は民間事業者、運営期間後は市が所有）、BOO（運営期間中、運営期間後ともに民間事業者が所有）の 3 種類に分けられる。
民設民営方式	市は民間事業者により調理業務等を委託し、当該民間事業者は自社が有する調理場において、調理業務等を請け負い、給食事業を行う方式。弁当箱で配送する都市が多いが、食缶で配送する事例もある。 ・政令市では、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、広島市（弁当箱） ・甲府市、武蔵村山市（食缶）

6. 中学校完全給食の開始時期

多くの市民の皆様から中学校完全給食の早期実現が望まれていることから、平成 28 年度中に一部の学校において、平成 29 年度中には全校において完全給食を実施いたします。

具体的な開始時期については、施設・設備の整備状況や学校運営の状況等を踏ま

え検討します。

また、各中学校の状況や本格実施に向けた整備状況等を踏まえ、中学校完全給食の試行実施についても引き続き検討します。

7. 中学校完全給食の給食費の額

学校給食法第 11 条では、学校給食の実施に必要な施設整備及び学校給食の運営に要する経費等は原則市の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費（食材費等）は保護者の負担とされています。

給食費の額については、中学生の学校給食摂取基準や本市の小学校・特別支援学校の給食費の額、他都市の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案し、今後、献立の内容と併せ決定していきます。

(参考) 平成26年5月現在 中学校完全給食実施政令市

都市名	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	相模原市	新潟市
基礎月額(円)	4,600	—	4,800	4,500	4,600	5,741
1食単価(円)	290.45	自炊：285.00 委炊：290.00	298.00	290.00	280.00 デリ：300.00	335.92

都市名	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	岡山市
基礎月額(円)	4,860	—	4,300	自炊：5,200 委炊：5,600	—	—
1食単価(円)	297.00	314.00	278.23 デリ：329.60	自炊：290.35 委炊：312.69 デリ：290.00	300.00	316.21

都市名	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
基礎月額(円)	—	4,900	4,600	—
1食単価(円)	265.00	288.00	266.31	295.00

* 自炊：自校炊飯、委炊：委託炊飯、デリ：デリバリー

* 本市特別支援学校…中学・高等部 月額4,850円 1食290円

8. 今後のスケジュール等

今後の主なスケジュールは次のとおりです。なお、本実施方針に示す各事項のほか、調理から喫食までの安全確保、給食実施に係る配膳・運搬の方法、本市の特色を活かした給食や給食時間の在り方などの課題については、引き続き検討を進めてまいります。

平成 26 年 10 月～ 中学校完全給食実施に向けた取組の推進
(PFI法に基づく各種手続きの実施等)

平成 27 年度 同上

平成 28 年度 中学校完全給食の一部実施

平成 29 年度 中学校完全給食の全校実施

政令市における中学校給食の状況

平成26年5月現在

政令指定都市名	学校数	給食の形態				市教委が給食以外の昼食提供	備考
		完全給食		ミルク給食	未実施		
		全員喫食	家庭からの弁当との選択制				
1 札幌市	97	97					自校調理方式 19校 親子調理方式 78校(親39校、子39校)
2 仙台市	64	64					自校調理方式 12校 親子調理方式 1校(子) センター方式 51校 全5施設(PFI2、公設民営1、直営2)
3 さいたま市	57	57					自校調理方式 54校 親子調理方式 2校(子) センター方式 1校(直営1)
4 千葉市	56	56					センター方式 56校 全3施設(PFI2、公設民営1)
5 川崎市	52			52	○		○中学校ランチサービス事業 52校(内ホットランチ8校)
6 横浜市	147					* 147	業者による校内での弁当販売 121校 業者による校内でのパン販売 11校 * 自動販売機でのごはん・パン販売 14校 * 学食を利用 1校(高校附属中)
7 相模原市	37	7	※ 30				センター方式 7校 全2施設(公設民営1、直営1) ※デリバリー方式(弁当) 30校
8 新潟市	57	30	※ 27				自校調理方式 8校 親子調理方式 1校(子) センター方式 20校 全14施設(公設民営10、直営4) ※デリバリー方式(弁当。ランチルーム用は食缶)28校(内全員喫食は1校)
9 静岡市	43	32	※ 11				自校調理方式 1校 親子調理方式 1校(子) センター方式 30校 全9施設(PFI1、公設民営4、直営4) ※デリバリー方式(弁当) 11校
10 浜松市	48	48					自校調理方式 35校 親子調理方式 1校(子) センター方式 12校 全5施設(公設民営4、直営1)
11 名古屋市	111	1	※ 109			* 1	自校調理方式 3校(※2校) ※デリバリー方式(弁当。ランチルーム用は食缶) 107校 * 児童福祉施設の食堂を利用 1校
12 京都市	73	5	※ 66	* 1		◆ 1	自校調理方式5校(小中併設校) ※デリバリー方式(弁当) 66校 * 高校附属中は食堂の弁当を利用 1校 ◆ 家庭からの弁当のみ 1校
13 大阪市	130	※ 14	※ 114			* 2	※デリバリー方式(弁当) 128校 * 児童福祉施設の食堂を利用 2校
14 堺市	43					43	○ ○ランチサポート事業 43校
15 神戸市	82					82	○ ○中学校弁当販売事業 69校 校内での弁当販売 3校 校内でのパン販売 7校 家庭からの弁当のみ 3校
16 岡山市	38	36				* 2	自校調理方式 23校 親子調理方式 1校(親) センター方式 12校 全8施設(公設民営8) * [児童自立支援施設の食堂を利用 1校 家庭からの弁当と校内パン販売 1校
17 広島市	64	21	※ 43				自校調理方式 5校 親子調理方式 3校(子) センター方式 13校 全6施設(公設民営1、直営5) ※デリバリー方式(弁当) 43校
18 北九州市	62	62					親子調理方式 62校(子)
19 福岡市	69	69					自校調理方式 5校 センター方式 64校 全4施設(公設民営4) * 7月末で1センター廃止。8月にPFIで1施設開設予定。
20 熊本市	42	42					自校調理方式 2校 親子調理方式 2校(子) センター方式 38校 全15施設(公設民営14、直営1)

平成26年4月
全員喫食に移行
※状況は欄外に記載

平成25年3月
「中学校給食実施方針」を決定
※主な概要は欄外に記載

【大阪市 全員喫食の状況】

- ・平成26年4月から、全員喫食に移行。
- ・**全学年全員喫食を実施する中学校14校。**
- ・1年生から段階的に全員喫食を実施する中学校112校。
- ・平成26年度当初は全学年家庭からの弁当との選択制を継続する中学校2校。

【神戸市 中学校給食実施方針の概要】

- ・全員喫食を基本とする。但し、家庭弁当の持参も可能とする。
- ・デリバリー(ランチボックス)方式を採用する。
- ・平成26年度中に一部の中学校で、平成27年度中に全校で実施を目指す。

これまでの検討経過

平成25年	
11月26日	教育委員会(基本方針決定)
12月17日	第1回中学校給食推進会議
平成26年	
1月22日	東柿生小学校視察(市長・教育委員会)
1月28日	教育委員会(請願審査)
1月30日	中原中学校ほか視察(市長・教育委員会)
2月4日	西八千代市視察(教育委員会事務局)
2月6日	府中市視察(教育委員会事務局)
2月7日	市PTA連絡協議会理事会
2月12日	教育委員会
2月13日	第1回中学校給食推進連絡協議会
2月17日	第1回中学校給食推進会議検討部会
3月14日	第2回中学校給食推進会議検討部会
3月20日	武蔵村山市視察(教育委員会事務局)
3月27日	第2回中学校給食推進連絡協議会
4月8日	教育委員会
4月8日	全町連役員会
4月17日	第3回中学校給食推進連絡協議会
4月18日	第3回中学校給食推進会議検討部会
4月22日	第2回中学校給食推進会議
4月22日	教育委員会
4月24日	海老名市視察(教育委員会)
5月2日	甲府市視察(市長・教育委員会・協議会委員)
5月9日	教育委員会
5月13日	教育委員会
5月19日	第4回中学校給食推進連絡協議会
5月19日	第4回中学校給食推進会議検討部会
5月20日	第3回中学校給食推進会議
5月20日	教育委員会
5月26日	第5回中学校給食推進会議検討部会
5月27日	第4回中学校給食推進会議
5月27日	政策・調整会議
5月27日	教育委員会(中間取りまとめ)
5月29日	総務委員会
6月3日	全町連役員会
6月13日	総務委員会
6月30日	千葉市視察(中学校校長会・教育委員会事務局)
7月7日	市PTA連絡協議会理事会
7月14日	第5回中学校給食推進連絡協議会
7月16日	第6回中学校給食推進会議検討部会
7月22日	第5回中学校給食推進会議
7月22日	教育委員会
8月15日	第6回中学校給食推進連絡協議会
8月18日	第7回中学校給食推進会議検討部会
8月19日	第6回中学校給食推進会議
8月19日	教育委員会
8月25日	第8回中学校給食推進会議検討部会
8月25日	政策・調整会議
8月25日	第7回中学校給食推進会議
8月25日	教育委員会
8月28日	総務委員会
8月29日～9月29日	パブリックコメント
9月2日	全町連役員会

9月3日	マイコン地区立地企業説明会
9月5日	市PTA連絡協議会理事会
9月11日	平間地区住民説明会
9月15日	保護者説明会(宮前区)
9月19日	保護者説明会(幸区)
9月22日	保護者説明会(高津区)
9月23日	保護者説明会(川崎区)
9月24日	保護者説明会(麻生区)
9月25日	保護者説明会(中原区)
9月26日	保護者説明会(多摩区)
10月15日	第7回中学校給食推進連絡協議会
10月24日	政策・調整会議
10月24日	平間小保護者説明会
10月28日	第8回中学校給食推進会議
10月28日	教育委員会「川崎市立中学校完全給食実施方針」決定
10月29日	総務委員会
10月31日	学校給食センターPFI事業 実施方針の策定の見通し公表
11月7日	(仮称)川崎市南・中・北部学校給食センター整備等事業実施方針の公表
11月10日	田原市視察(教育委員会事務局)
11月11日	豊田市視察(教育委員会事務局)
11月12日	東大阪市視察(教育委員会事務局)
11月13日	(仮称)川崎市南・中・北部学校給食センター整備等事業実施方針説明会
11月7日～11月14日	学校給食センター整備等事業実施方針等に関する質問受付
11月18日	立川市視察(教育委員会事務局)
11月20日	袋井市視察(教育委員会事務局)
11月21日	第8回中学校給食推進連絡協議会
11月25日	(仮称)川崎市南・中・北部学校給食センター整備等事業要求水準書(案)の公表
11月28日	学校給食センター整備等事業実施方針に関する質問・意見に対する回答公表
11月25日～12月1日	学校給食センター整備等事業要求水準書(案)に関する質問受付
12月22日	学校給食センター整備等事業要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答公表